

「(仮称) 焼山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する環境大臣意見

本事業は、オリックス株式会社が、北海道上磯郡木古内町、檜山郡上ノ国町及び厚沢部町において、最大で出力85,400kWの風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和3年10月閣議決定)では、2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについては、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組むこととしている。風力発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づき国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているクマタカ、ハヤブサ等の希少猛禽類の生息が確認されているとともに、想定区域及びその周辺は、ノスリ、ハチクマ等の猛禽類の渡り経路となっている可能性がある。

また、想定区域及びその周辺には、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された水源かん養保安林、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたチシマザサブナ群集(Ⅳ)、ヒノキアスナロ群落(Ⅳ)等の植生が存在しているほか、想定区域及びその周辺はブナやヒノキアスナロの北限に近い地域である。

さらに、想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された土砂崩壊防備保安林、「山地災害危険地区調査要領」(平成28年7月林野庁)に基づく山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区及び地すべり危険地区)等が存在する。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造及び配置(以下「配置等」という。)の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 累積的な影響

想定区域及びその周辺においては、他の事業者による風力発電所が環境影響評価手続中であることから、本事業との累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価手続中の風力発電事業に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換

等に努め、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

（３）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

（４）事業計画の見直し

上記のほか、「２．各論」において、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（５）関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

２．各論

（１）水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋及び森林法に基づき指定された水源かん養保安林等が存在していることから、本事業の実施に伴う工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、改変区域と河川及び沢筋の距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

（２）土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された土砂崩壊防備保安林、「山地災害危険地区調査要領」に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区及び地すべり危険地区）等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。また、当該区域の尾根付近は、風力発電設備の設置の際に活用できる既設道路等が少ないことから、大規模な造成工事や道路工事に伴う土砂崩落、河川・沢筋等への土砂及び濁水の流出等による自然環境への影響が懸念される。このため、関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えるなど、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

（３）鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカ、ハヤブサ等の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類への影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、ノスリ、ハチクマ等の猛禽類の渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

（４）植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された水源かん養保安林等に加え、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第６回及び第７回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたチシマザサーブナ群集（Ⅳ）、ヒノキアスナロ群落（Ⅳ）等が存在しているほか、想定区域及びその周辺はブナやヒノキアスナロの北限に近い地域であることから、本事業の実施による植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。